

成長力底上げ戦略（基本構想）－概要－

I. 基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・ 「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・ 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 3本の矢 －「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

- ・ 「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

- ・ 「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指しているながら、その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

- ・ 「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

II. 戦略の基本構想

1. 人材能力戦略 －“能力発揮社会”の実現－

- ◎ 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

(1) 「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を記載。

(3) 官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

2. 就労支援戦略 —『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施—

- ◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

3. 中小企業底上げ戦略 —生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用—

- ◎ 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体的運用を行う。

(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

(2) 「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

- ① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

(3) 最低賃金制度の充実

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

4. 戦略の推進体制 —官民一体となった推進体制を国・地方で構築—

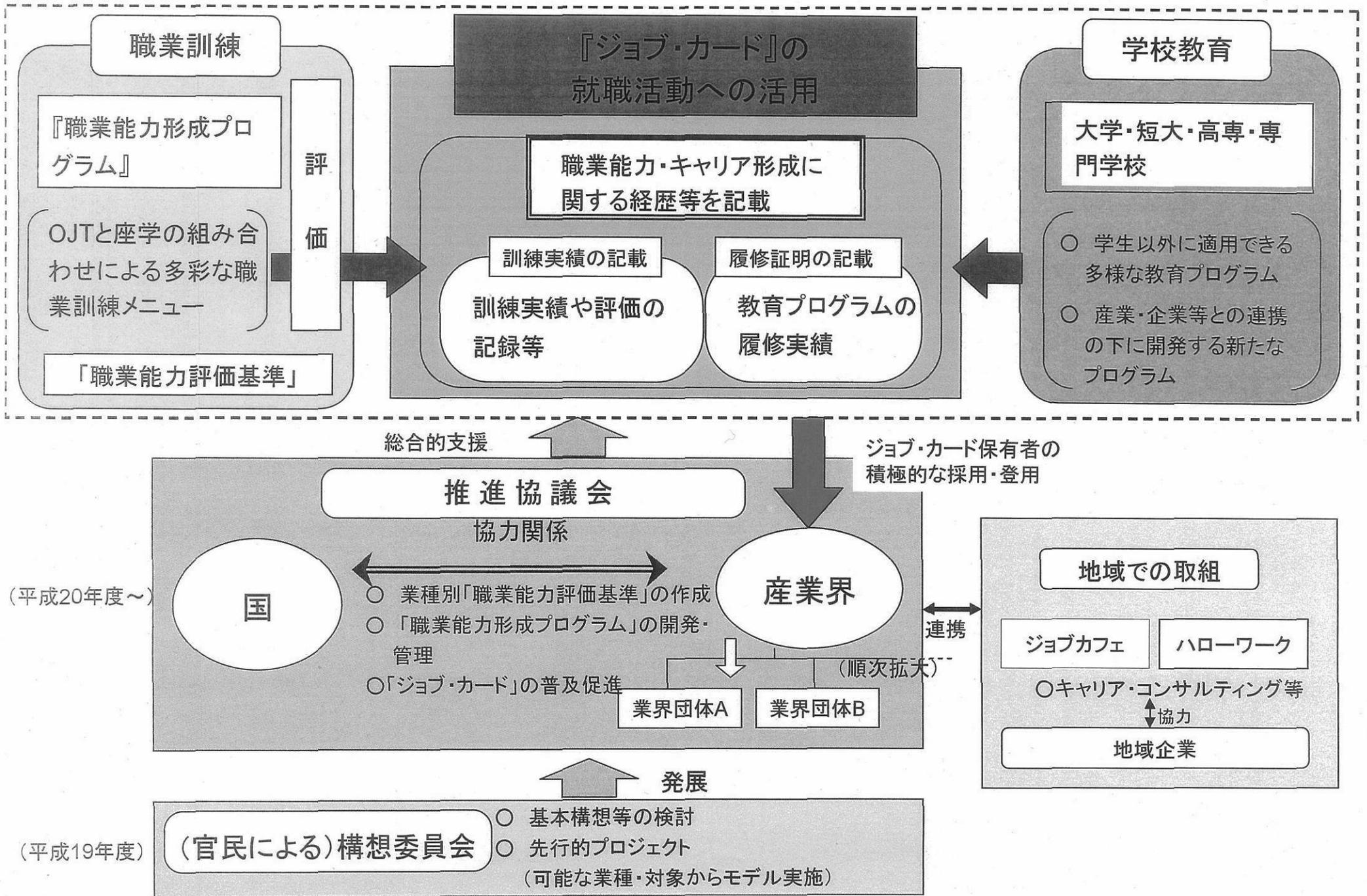
(1) 戦略推進体制の整備

- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

(2) 戦略の進め方

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組を展開。20年度から本格実施。22年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。

「能力発揮社会」の実現



「職業能力形成システム（仮称）」の創設 （通称：『ジョブ・カード制度』）

